

住居確保給付金 受給中書類チェックリスト（くらしサポートセンター守口）

以下の通り「**離職・廃業・休業中の方**」、「**自営業者等の方**」によって提出書類が異なります。

【離職・廃業、休業中の方】

①	（参考様式 9）求職活動状況報告書	☐
②	（参考様式 6）職業相談確認票（月 2 回以上のハローワークの職業相談）	☐
③	（参考様式 7）常用就職活動状況確認票（週 1 回以上の企業等への応募・面接の実施）	☐
④	当該月の収入を証明する書類 例：給与明細、帳簿、通帳の振込記載のある通帳の写し等	☐
⑤	就職が決定した方のみ ：（新しい勤め先の）雇用契約書、雇入れ通知書	☐
⑥	就職が決定した方のみ ：（様式 6）常用就職届	☐

【自営業者等の方】

①	（参考様式 9）求職活動状況報告書	☐
②	（参考様式 10）自立に向けた活動計画	☐
③	（参考様式 11）自立に向けた活動状況報告書	☐
④	当該月の収入を証明する書類（受給中の方の事業収入、副業等の給与収入） 例：帳簿、振り込み記載がある通帳の写し、給料明細等	☐

【期間延長申請される方】

①	生活困窮者住居確保給付金支給申請書（延長、再延長） ※くらしサポートセンター守口で配布いたします。	☐
②	延長申請月の収入を証明する書類 例：給与明細、帳簿、通帳の振込記載がある通帳の写し等 ※延長審査時は年金・失業保険、仕送り等も収入として計算しますのでご注意ください。 （住居確保給付金のしおり参照）。	☐
③	同一世帯に住む方の通帳全て（W E B 通帳を含む） ※ <u>最新の状態に通帳記帳をしてから提出ください。</u> 株式、債券、投資信託、暗号資産の資産金額が分かる書類	☐

収入について

・期間延長時は、給与・事業収入以外の公的年金・失業保険、仕送り等も収入として計算しますのでご注意ください。

・収入が要件を超過した場合も活動報告の提出をお願いいたします。

・提出書類は給与等を受け取った翌月 10 日までにお願いいたします。

例：4 月分収入報告の場合は 5 月 10 日までに提出をお願いいたします。

※提出期限を過ぎると、記載されている振込予定日に振込がなされない可能性があります。

提出書類について

・提出手段は、来所して提出していただくもしくは、郵送・FAX・メールで提出でも構いません。

→メール・FAX・郵送での報告の際は、担当までご一報お願いいたします。

・弊所は第 2・4 日曜日も開庁しておりますので、一度担当にご連絡ください。

月～金曜日：9：00～17：30 第 2・4 日曜日：9：00-13：00

T E L：06-6998-4510 F A X：06-6998-4512 メール：jukaku@yarukimitekure.com